

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 18 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について（その2）

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）の実施については、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「11月事務連絡」という。）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡」という。）において、特に接種券に関連して留意すべき事項をお知らせしました。

今般、追加接種の速やかな実施をより一層進めるために、接種券等についてご留意いただきたいことを改めて整理しましたので、下記のとおりお知らせします。下記の内容について十分ご了知いただき、必要な対応を行うとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 接種券の早期発送について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかかつ円滑に接種を受けることができるよう、引き続き接種券の早期発行に遺漏なきを期すこと。初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から6か月が経過した者が希望した場合に追加接種を受けられるよう、予約に要する時間も十分に考慮した上で、早期に接種券を発送すること。

2. 接種券に関する柔軟な取扱い等について

初回接種の完了から6か月が経過した者が追加接種を希望する場合には、例えば以下の(1)～(3)のように、接種券に関する課題があるときであっても、地域の実情に応じて、柔軟に対応すること。

(1) 印刷事業者との契約スケジュール等により早期の接種券発行が困難な場合について

各自治体においては、接種券の印刷事業者との契約スケジュール等の関係で接種券を前倒して発行することが困難である場合が考えられる。

こうした場合においても、「追加接種に関する取組事例について(更新)」(令和4年2月14日付け厚生労働省健康局健康課予防接種事務連絡。以下「2月事務連絡」という。)別添の接種券早期発行の事例等も参考に、早期の追加接種を希望する者から問合せ等があった場合には、個別に接種券の発行を行うなど、柔軟に対応すること。

(2) 接種券が到達していない場合について

追加接種の対象者に接種券が到達していない場合であっても、当該対象者が希望する場合には追加接種を実施できるよう、柔軟に対応すること。その際、2月事務連絡別添の接種券早期発行の事例等も参考にすること。

接種券なしで接種を実施する場合の事務運用については、11月事務連絡及び1月事務連絡を参照すること。初回接種を完了したことを確認するに当たっては、VRS、接種済証、接種証明書、接種当日に記入した予診票等を活用して、柔軟に対応すること。

(3) 接種券等においてあらかじめ接種日時を指定している場合について

接種券等においてあらかじめ接種日時を指定し、当該接種日時に従うと初回接種の完了から6か月を超える接種間隔になる場合であって、追加接種の対象者がより早期の追加接種を希望するときには、当該対象者が希望する時期に接種を受けられるよう、柔軟に対応すること。

接種券において指定されている接種日時により既に接種会場における接種の予約がされている場合には、予約枠の空きの範囲で変更に応じるなど、接種対象者の希望に応じて接種を実施するよう検討すること。

3. 接種対象者への周知について

各自治体において2.(1)～(3)に記載したような柔軟な対応を行うに当たっては、追加接種を受けることを希望する者が速やかに接種を受けることができるよう、2.(1)～(3)に記載したような柔軟な対応を行っていることを、自治体ホームページなどの広報媒体において、可能な限り周知すること。

なお、追加接種は、初回接種の完了から6か月の接種間隔が空いていれば可能であることから、接種を希望する者においては、予約の時期についても初回接種の完了から6か月が経過後早期に検討いただくことが適当である。各自治体においては、希望する者に早期に追加接種を受けていただく観点から、こうした内容も周知されたい。

以上